

## 事業事前評価表

### 国際協力機構中東・欧州部ウクライナ支援室

#### 1. 基本情報

- (1) 国名：ウクライナ
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ウクライナ全土
- (3) 案件名：緊急復旧計画（フェーズ3）（The Programme for Emergency Recovery (Phase 3)）

G/A 締結日：2024年2月19日

#### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における復旧・復興及び開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
2022年2月24日に始まったロシア軍によるウクライナへの侵略は長期化、同年10月以降はウクライナ国内の電力・エネルギー関連施設や民間の施設を狙ったミサイル攻撃や砲撃等が続き、度重なるシェルターへの避難や停電を余儀なくされている。同国政府、欧州委員会（EC）・世界銀行（WB）、キーウ・スクール・オブ・エコノミクス等による被害状況アセスメントによれば、これまでの被害総額は1,350億ドルを超え、少なくとも同規模の緊急支援ニーズが確認されている。また、復旧・復興への取り組みは、停戦を待つのではなく、戦時下の人々の生活および経済活動を保つ上でも、可能なものから実施していくことが多くの国際議論の場で強調され、同国を支援する国際社会のコンセンサスとなっており、また2023年6月以降は、持続的な経済復興のために必要な民間活力の活用が議論されている。JICAは、国際社会の動向や我が国政府の方針に沿って、開発計画調査型技術協力「緊急復旧・復興プロジェクト」や無償資金協力「緊急復旧計画」「緊急復旧計画（フェーズ2）」等を実施しているが、ウクライナの膨大な復旧・復興支援ニーズに対応するには更なる継続的な支援が必要である。「緊急復旧計画（フェーズ3）」（以下、「本事業」という）は、同国政府及び国際社会と連動して、同国の緊急復旧及び持続的な経済復興に資する優先度の高い課題に取り組むものである。

##### 1) エネルギー安全保障

ロシアによる電力・エネルギー施設に対する攻撃により、未だに十分な電力・エネルギー供給がなされていない地域が存在するため、本事業を通じて電力・エネルギー供給施設の復旧に寄与するとともに、将来的なEU加盟を見据えた、エネルギーシステムの一層の低炭素化、例えば、再生可能エネルギーの導入促進やエネルギー供給の省エネ化等に貢献する。また、Build Back Betterの考え方に基づく地域復興計画（マスタープラン）（案）に基づく優先事業の

実施を通じて、当該地域の復旧・復興に貢献する。

## 2) 環境等（地雷・不発弾対策等）

2022年2月以降、ウクライナではロシア軍と衝突した各地において地雷及び不発弾や未使用の弾薬等の残存爆発物による汚染が全国的に拡大した状況となっている。2022年11月のウクライナ非常事態庁（SESU）の発表によると、同国の汚染地域は全土の約30%にあたる175,000km<sup>2</sup>（陸地）、15,000km<sup>2</sup>（水中）に広がっている。また残存爆発物による人的被害は2023年1月までの約11カ月間で死亡者185人、負傷者589人となっており、特に子供及び農業従事者の被害が顕著である。この状況に対し、SESUは地雷除去チームを2020年の200チーム（1,000人で構成）から2023年には300チーム（1,500人で構成）に増強中であるが、技術力や機材不足で十分な活動ができていない。当面戦時下における緊急対応が継続すると想定されるため、引き続きSESUの対応力強化が最優先との方針の下、実施中の技術協力「人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト」と並行して、本事業を通じて、SESUの体制強化のための資機材整備を行う。ただし、本フェーズでは、SESUの支援の吸収能力を見極めつつ、ウクライナにおける人道的地雷対策の方向性を踏まえた補完的な実施体制・方法も考慮する。

## 3) 持続的な経済復興を促進するための官民連携の促進

ウクライナ政府及びウクライナ支援を行う国際社会は、戦後の復旧・復興プロセスへの民間企業参画促進や民間資金動員の重要性を確認しており、各国・ドナーも民間企業の参画を促進させるための取り組みを行っている。日本も同様に戦後の復興ビジネスを捉え、日本企業のウクライナ及びEUへの進出を促進するための、ODAを活用した取り組みが求められており、日本企業の製品やサービス供与等による官民連携の取り組みを進め、日本企業のウクライナ復旧・復興プロセスへの参画促進を図る。

## （2）ウクライナ復旧・復興に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

ロシアによるウクライナ侵略に対し、国際社会が自由主義的国際秩序を維持するためにウクライナ支援を実施する中、我が国もこういった動きに連携しつつウクライナへの支援を実施している。日本政府は、様々な場でウクライナに対する支援継続の重要性を表明しており、日本が地雷対策、電力・エネルギー等の基礎インフラ整備を含む生活再建、農業・産業振興、教育やガバナンス強化、文化財保護等の分野でこれまでの経験や知見を活用し、ウクライナの復興に貢献していく旨を表明している。

JICAはこれまで日本政府の方針に基づき、ウクライナ及び周辺国支援として

3 つの柱（①ウクライナの国家基盤を支える協力、②地域安定化のための周辺国・ウクライナ避難民への協力、③復旧・復興の支援）を掲げ、また③復旧・復興の準備の中では4つの優先課題（「本格的な復旧・復興に向けた基盤整備」、「避難民の帰還に資する生活再建」、「雇用創出につながる農業・産業振興・輸出促進」、「民主主義支援・ガバナンス強化」）を軸に、既存案件の活用や日本の強みの活かせる新規案件の形成等、緊急人道支援フェーズから復旧・復興開発フェーズでウクライナ及び周辺国に必要となる協力を検討・実施している。本事業は、ウクライナが喫緊の課題として位置づけるとともに、国際社会も緊急的対応が必要との認識で一致している緊急復旧及び持続的な経済復興に貢献するものであり、我が国を含む国際社会による支援の方向性と合致するものである。

また、本事業は、3.（1）④に記載の事業との相乗効果が期待され、FOIPとの関連では、同構想が示す一つの柱「平和の原則と繁栄のルール」に合致するものである。

### （3）他の援助機関の対応

米国、欧州連合（EU）を中心とした多くのドナー各国及び国際機関・国連機関・国際NGO等の国際社会全体が同国に対する緊急人道支援、復旧・復興支援を継続的に実施している。これまでに、同国政府の他、米国国際開発庁（USAID）、EU近隣・拡大交渉総局（DG NEAR）、英国、FAO、国連世界食糧計画（WFP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）等のパートナーとJICA本部や在外拠点にて意見交換を行っており、各援助機関の対応状況を情報収集している。

## 3. 事業概要

### （1）事業概要

#### ① 事業の目的

本事業は、ウクライナにおいて、緊急復旧及び経済復興に必要な資機材等の調達を実施することにより、平和フォーミュラの促進（エネルギー安全保障、環境等）及び持続的な経済復興に資する官民連携の推進を図り、もって同国の緊急復旧及び経済復興に寄与するもの。

#### ② 事業内容

##### ア) 施設、機材等の内容

【機材】電力・エネルギー設備及び関連設備復旧用資機材、地雷・爆発物処理機材、運輸・交通インフラ復旧資機材、遠隔医療及び精神的リハビリ用資

機材、及び前述資機材の関連装備品等

※流動的な情勢を踏まえ、施設・機材等の内容は先方のニーズに応じて変更の可能性あり。

イ) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工・調達監理、整備する施設、機材等の運転・維持管理等にかかる技術指導等

ウ) 調達・施工方法

機材内容・納期及びウクライナ国内のニーズ調査に基づき、本邦調達を優先しつつも、資機材内容により、本邦、被援助国、第三国より選択する。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：同国政府機関、政府関連機関・施設、地方自治体等

最終受益者：ウクライナ国民（人口約 3,700 万人、国内避難民及び国外からの帰還民含む）

(2) 総事業費

総事業費 15,800 百万円（概算協力額（日本側）：15,800 百万円）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2024 年 2 月～2026 年 1 月を予定（計 24 か月）、治安情勢等により変動する可能性有。

(4) 事業実施体制

1) 事業実施機関／実施体制：同国地方・国土・インフラ発展省（Ministry for Communities, Territories and Infrastructure Development）が日本政府、JICA 及び調達代理機関とともに案件全体の監理を行いつつ、関係省庁（エネルギー省（Ministry of Energy）、復興庁（The State Agency for Restoration and Development of Infrastructure Development of Ukraine）、非常事態庁（The State Emergency Service of Ukraine: SESU）、保健省（Ministry of Health）、地方自治体等）が緊急ニーズに即した資機材リストを JICA 及び調達代理機関と検討の上確定し、調達を行う。

2) 運営・維持管理機関：関係省庁が供与される資機材の運営・維持管理を行う。

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

下記の基礎情報収集・確認調査、開発調査型技術協力等において、本事業の支援内容にかかる詳細情報の収集、評価指標の設定等を行う。

- ・ 地雷・不発弾分野支援に向けた情報収集・確認調査（2022年9月～）
- ・ 人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト（2023年1月～）
- ・ ウクライナ危機にかかる緊急復旧に向けた情報収集・確認調査（2022年11月～）
- ・ 緊急復旧・復興プロジェクト（2023年2月～）
- ・ ウクライナにおける病院復旧に係る情報収集・確認調査（2023年2月～）
- ・ 教育サービス緊急復旧に係る情報収集・確認調査（2023年1月～）
- ・ 農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査（2023年1月～）
- ・ 公共放送組織体制強化プロジェクトフェーズ2（2023年2月～）
- ・ 無償資金協力「緊急復旧計画」（2023年3月 G/A 締結）
- ・ 無償資金協力「緊急復旧計画（フェーズ2）」（2023年4月 G/A 締結）

## 2) 他援助機関等の援助活動

他ドナー等との情報交換を密にし、重複が生じないように留意する。

## (6) 環境社会配慮

### 1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
- ③ その他・モニタリング：該当なし

## (7) 横断的事項：特になし

## (8) ジェンダー分類：【対象外】 ■(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

### <分類理由>

本事業では調査にて、ジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組の計画や指標等の設定に至らなかったため。ただし、先方ニーズに応じて事業内容に変更が生じジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する取組が計画・合意される場合は、ジェンダー分類を見直すこととする。

(9) その他特記事項

戦況を含めウクライナ情勢は非常に流動的であるため、本事業の実施にかかる JICA 関係者（邦人）のウクライナ入国を基本的に想定しない事業計画とする。ローカル・第三人材の活用が想定される場合、当該人材の同国内での活動については、必要な安全情報などの提供を行うなど、安全確保に努めることとする。

**4. 事業効果**

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2023年までの実績値等)	目標値(2029年) 【事業完成3年後】
支援対象となったセンターにおいて訓練を受けた地雷処理実務者数(人/年)	0	※確認予定
損傷した変電所の変圧器の復旧容量(MVA)	0	※確認予定
増強された橋梁復旧能力(個所数)	0	2
本事業により医療提供体制が強化された医療施設(箇所)	0	※確認予定

※流動的な政治・治安情勢を踏まえ、各指標は今後変更の可能性あり。未記載の箇所は、調査にて確認予定。

(2) 定性的効果

- ・ 調達機材の持続的な活用による、SESU の地雷・ERW 対策能力の強化
- ・ 地雷・ERW 除去を通じたウクライナにおける避難民帰還や復旧・復興事業の促進
- ・ 生活基盤や都市機能の回復・安定化による避難民帰還の促進
- ・ 経済・社会開発の促進
- ・ 保健医療機関におけるより安全な医療サービス提供及び緊急症例対応能力の強化
- ・ 物流及び人流の促進と円滑化
- ・ 車両の安全性の確保、地域住民の市場へのアクセス確保

**5. 前提条件・外部条件**

(1) 前提条件：特になし

(2) 外部条件：

- ・ 治安情勢が急激に悪化しない。
- ・ 戦争やインフレの影響により、資機材費等が急激に高騰しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

戦時下にあり情勢が流動的な状況で、実施中の案件においては、ウクライナ政府の免税手続きの遅れや調達代理機関口座への資金移動の遅延といった先方負担事項履行について実施上の課題が生じ、一部機材の引き渡しに遅延が生じた。一部カウンターパート内の人材流出により担当者が交代し、引き継ぎが適切に行われない等により、案件実施にかかる協議が停滞する事例も見られた。本事業開始にあたっては、ウクライナ政府内の行政諸手続きや人事異動について事前に関係省庁と問題点を共有し、必要な対策を検討する。加えて、関係省庁内での円滑なコミュニケーションがなされるよう、カウンターパートに対する日頃からの密接なフォローを継続する必要がある。

また、過去の無償資金協力による類似の機材整備案件の事後評価等においては、機材の持続的活用を確保するため、保守管理に必要な予算配分を含む機材保守管理体制確認の重要性や調達機材の交換部品の調達可能性を確認する必要性が指摘されている。関係省庁の保守管理体制の状況把握と課題確認を行い、事業実施段階においても継続的に関係先と協議するとともに、機材の故障に対し、現地及び近隣国における代理店や取扱業者による保守管理の有無やその費用について確認が必要である。また本事業は、引き続き戦時下の流動的な状況で実施される可能性が高いため、日本側でも柔軟かつ迅速な対応が行えるよう、他の JICA 事業との連携を密にして実施することが重要である。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の緊急的な人道も含む開発課題に対する方針、並びに国際社会全体、我が国及び JICA の協力方向性に合致し、緊急復旧の推進を通じて戦禍からの復旧・復興に資するものであることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完成 3 年後      事後評価

以上

別添資料「緊急復旧計画（フェーズ3）」地図

「緊急復旧計画（フェーズ3）」地図



出典： United Nations